

私立幼稚園をご利用の保護者の方へ

令和5年10月以降の変更事項のお知らせ

令和5年9月21日
子ども家庭部保育課

令和5年10月1日より、預かり保育及び多子世帯の負担軽減について下記のとおり、一部補助対象を拡大することとしましたので、お知らせいたします。

【1】 満3歳児の預かり保育の補助金対象者を拡大します

第2子以降の満3歳児の幼稚園児を有し、預かり保育を利用する課税世帯が新たに補助対象となります。

補助対象：保育の必要性の認定を受けた方

補助額：月額「450円×利用日数、または16,300円」の少ない額まで

【2】 保育料における多子計算に係る補助金対象者を拡大します

	多子算定条件
変更後	「年齢を問わず、保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第1子、第2子、第3子以降」
変更前	「小学校3年生以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第1子、第2子、第3子以降」

※ 区民税所得割額77,100円以下・第3子以降の方に補助している副食費については、国の補助制度であるため、補助対象に変更はありません。

【単価表】

(円)

区分	区民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護受給世帯	38,600	38,600	38,600
2【ひとり】	非課税世帯【ひとり親世帯等に該当】			
2	非課税世帯	35,600		
3【ひとり】	77,100円以下【ひとり親世帯等に該当】			
3	77,100円以下	30,100	33,500	
4	77,101円以上		30,100	

※ 単価表の補助額に変更はありません。

◆◆◆問い合わせ先◆◆◆

杉並区 子ども家庭部 保育課 認定・入園係
☎ 03(3312)2111